

<新小学校1年生 保護者のみなさまへ>

入学前に
支給します

就学援助制度

新入学学用品費(入学前支給)のお知らせ

帯広市教育委員会

帯広市では、平成31年4月に小学校へ入学する児童の保護者のうち、就学援助の対象となる世帯に対し、入学準備に必要な費用の一部として、新入学学用品費を支給します。入学前の支給を希望される方は、下記の日程で受付期間を設けますので、期日までにお越しいただき、申請してください。

◆新入学学用品費とは？

平成31年4月に小学校へ入学する児童が必要とする、学用品・通学用品（ランドセル、カバンなど）の準備にかかる費用の一部を支給するものです。

◆支給金額は？

児童1人につき40,600円です。

◆支給時期は？

申請書類を帯広市教育委員会において審査した結果、就学援助の支給対象となる場合は、平成31年2月末に保護者口座へ振込みます。



おびひろっ子学びイメージキャラクター
「じゃがまくん」©2013

【留意事項】

- この申請で受けられるのは、「小学校新入学学用品費」のみです。入学後も引き続き就学援助を希望される場合は、改めて申請が必要になります（1月中旬から受付予定です）。
- 就学援助は、経済的な理由により学用品費などの負担が困難な世帯に対し、必要となる費用の一部を支給する制度です。
帯広市教育委員会が審査を行い、要件に該当した世帯のみ支給を受けることができます。
詳細は2ページの「2 小学校新入学学用品費(入学前支給)を受けることができる世帯」をご覧ください。

1 小学校新入学学用品費(入学前支給)申請受付期間・場所

※上に兄・姉がいて、平成30年度就学援助の認定を受けている世帯は、今回の申請をする必要はありません（この案内は新小学校1年生のお子さまがいるご家庭に配布しています）。

- 受付期間：平成30年11月26日（月）～平成31年1月31日（木）
（※ 土・日・祝は除く）
午前8時45分～午後5時30分
- 受付場所：帯広市役所8階 学校教育課

2 小学校新入学学用品費(入学前支給)を受けることができる世帯

次の3つの要件すべてに該当する世帯に支給します。

- 帯広市内に居住している世帯
- 平成31年度に帯広市立小学校に入学する児童がいる世帯
- 準要保護世帯に該当する世帯（※下記「準要保護世帯とは」を参照）

支給対象とならない世帯

- ・生活保護受給世帯（生活保護費から入学準備金が支給されます）
- ・入学前に市外へ転出することが決定している世帯
- ・入学予定の児童が特別支援学校（盲・聾・養護学校）に入学することが決定している世帯

●準要保護世帯とは 下記（１）（２）のいずれかに該当する世帯です。

- （１）前年度から現在まで、次のいずれかに該当する世帯
- ア) 生活保護法に基づく保護の停止または廃止を受けた。
 - イ) 19歳以上（平成30年4月1日時点）の世帯全員が市民税非課税または減免されている。
 - ウ) 保護者のうち生活の中心となる者が個人事業税または固定資産税を減免されている。
 - エ) 20歳以上の世帯全員が国民年金掛金を全額免除されている。
（平成30年7月～平成31年6月の1年間）
 - オ) 国民健康保険料が減免または猶予されている。（世帯全員が国民健康保険に加入）
 - カ) 児童扶養手当の支給を受けている。（児童手当・特別児童扶養手当ではありません）
 - キ) 生活福祉資金の貸付を受けている。
- （２）世帯の年間収入が少ない等、経済的に就学が困難となる世帯（収入判定）

世帯構成	標準の収入等基準（目安）	
	収入上限	所得上限
3人世帯	336万	217万
4人世帯	370万	242万
5人世帯	421万	282万



平成29年分の世帯全員の
総収入または総所得

- ※1 家族の年齢等により額が異なり、上記の額の前後であっても認定の可否が変わる場合があります。
あくまで目安ですので、ご承知おきください。
- ※2 会社勤め等給与収入のみの世帯は「収入上限」を、営業所得等給与収入以外の収入がある世帯は「所得上限」を参照してください。

3 申請に必要なもの

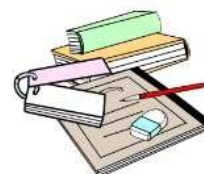
1. 就学援助（小学校新入学学用品費）受給申請書【A4】

- ・このお知らせとともに配布したほか、受付場所にも用意しております。
- ・申請書に記載されている承諾事項を承諾した上で、必要事項を記入してください。

2. 通帳またはキャッシュカード（口座番号のわかるもの）

3. 必要添付書類

- ・平成30年1月1日現在帯広市に住民票のない方は、平成30年度所得証明書



4 よくある質問と回答

Q1 新入学学用品費（入学前）の支給を受けた場合、入学後も引き続き、就学援助を受けられますか？

A1 入学前は平成30年度の、入学後は平成31年度の就学援助であり、認定年度が異なるため、入学後も引き続き就学援助を希望する場合は、改めて「平成31年度就学援助受給申請書」を提出する必要があります。平成31年度就学援助の申請は、1月中旬から受付する予定です。詳細は、小学校体験入学時（1月下旬～）に申請案内を配布するほか、新入学学用品費（入学前支給）を申請された世帯には、2月下旬頃、結果通知とともに申請案内を送付します。また、帯広市ホームページにてお知らせします。

Q2 新入学学用品費（入学前）の支給を申請した後に、市外に転出することになりました。このまま支給を受けられますか？

A2 支給前に、平成31年3月末までに市外に転出することが明らかになった場合は、速やかに教育委員会にご連絡ください。この場合は帯広市で新入学学用品費を受けることはできませんので、転出先の市町村で改めて申請してください。

5 入学後の就学援助制度について ※新入学学用品費（入学前支給）とは別に申請が必要です

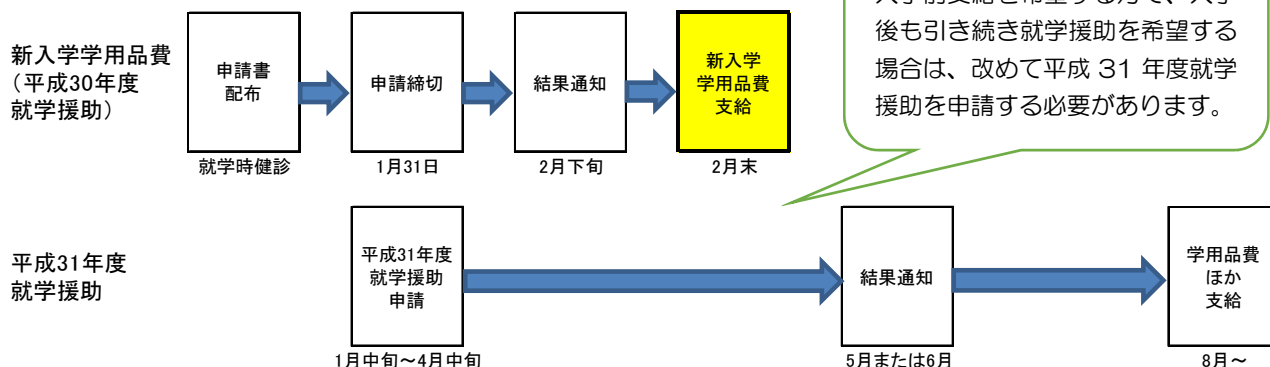
就学援助は、経済的な理由により、学用品費や給食費等の負担が困難な世帯に対して、小中学校の就学に要する費用の一部を援助する制度です。申請の方法等、詳細は別途お知らせします。

（参考）平成30年度の援助の内容 ※内容が変更となる場合があります

支給する項目	支給対象学年	支給金額	支給方法及び時期
修学旅行費	小6、中3	実費相当分	校長へ委任払（※キャンセル料が発生した場合は教育委員会が認める場合のみ支給対象）
学校給食費	小中児童生徒	実費相当分	校長へ委任払
学用品費	小1	月額 1,080 円	保護者口座へ振込みます（8月末、3月末の年2回）
	小2～小6	月額 1,265 円	
	中1	月額 2,045 円	
	中2～中3	月額 2,235 円	
新入学学用品費（入学前支給）	就学予定者	40,600 円	2月1日時点で認定されている世帯に小学校または中学校入学前に保護者口座へ振込みます（2月末）。
	小6	47,400 円	
新入学学用品費	小1	40,600 円	収入判定世帯は7月末、それ以外の世帯は5月末に保護者口座へ振込みます（4月認定者のみ）。 ※入学前支給を受けている場合は支給されません。
	中1	47,400 円	
体育実技用具費	小1、小4	スケート 実費相当分	10月中旬よりスケート靴引換券を発行します（詳細は別途通知） ※10月～12月の間に認定期間のある方のみ。中1は在学する学校の授業内容に従いどちらか一方を支給。
	中1	スケート 実費相当分	
	中1	スキー 実費相当分	
医療費	小中児童生徒	実費相当分	7月中旬より医療券発行（虫歯治療等指定の疾病のみ。詳細は別途通知）
PTA会費	小中児童生徒	実費相当分※上限額あり	校長へ委任払 ※支給上限額 小学校 3,380 円、中学校 4,190 円
生徒会費	中1～中3	実費相当分※上限額あり	校長へ委任払 ※支給上限額 5,450 円

6 申請スケジュール

①新入学学用品費の入学前支給を希望する場合



②新入学学用品費の入学前支給を希望しない場合（入学後の支給となります）



【留意事項】

- 「新入学学用品費」の入学前支給を受けた方は、入学後の「新入学学用品費」は対象となりません。
- 「新入学学用品費」の入学前支給を受けられなかった場合でも、入学後に就学援助が認定された場合は、入学後の5月または7月に「新入学学用品費」を支給します。

就学援助・新入学学用品費に関する問合せ先

帯広市教育委員会 学校教育課

帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市役所8階

〔直通Tel〕 65-4203

〔代表Tel〕 24-4111

(内線2531～2534、2544)

平日8:45～17:30

※上記の時間以外でも申請を受け付けられる場合がありますので、事前にご相談ください。

